

魚津市告示第100号

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の4第1項及び第49条の7第1項の規定により、指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するので、同法第49条の4第3項の規定及び同法第49条の7第2項において準用する同法第49条の4第3項の規定により公表する。

令和7年3月31日

魚津市長 村椿 晃

- 1 指定をする指定緊急避難場所及び指定避難所  
別紙のとおり
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定する日  
令和7年4月1日

指定緊急避難場所及び指定避難所の指定について

地区	施設名称	所在地	収容人員 (人)	海拔 (m)	指定避難所	指定緊急避難場所					
						津波	洪水	土砂 災害	地震	大規模 火災	備考
大町	旧大町小学校	本町一丁目 10 番 39 号	482	4.0			2 階以上			ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	洪水浸水深 0.5～3.0m
松倉	旧松倉保育園	金山谷 2899 番地 2	81	32.0							洪水浸水深 0.5～3.0m
本江	旧総合体育館	本江 3311 番地	-	33.0						ｸﾞﾗﾝﾄﾞ	